③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」)昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「警視庁第七機動隊⑾建築工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

築城㉓格納庫新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 23 年７月 28 日

支出負担行為担当官

九州防衛局長　廣瀬　行成

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

1　工事名　築城㉓格納庫新設建築その他工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　福岡県築上郡築上町

3　工事概要　本工事は、以下の工事等を行うものである。

Ⅰ　工事

（建築分）

ア　格納庫新設　延べ面積約8,400㎡

・格納庫部分（鉄骨造平屋建て　延べ面積約4,800㎡）

・サイドショップ部分（鉄筋コンクリート造２階建　延べ面積約1,900㎡）

・サイドショップ部分（鉄筋コンクリート造２階建　延べ面積約1,700㎡）

イ　自転車置場新設（鉄骨造平屋建　延べ面積30㎡）

ウ　既設建物解体（６棟）一式

（設備分）

エ　建築分ア（格納庫新設）及びウ（既設建物解体）に伴う付帯電気、機械、通信、構内外線、構内線路

Ⅱ　設計・施工一括発注方式対象部分

（建築分）

・上記アの格納庫部分の鉄骨・屋根・外壁・大扉及び建物基礎

Ⅲ　標準図活用発注方式による詳細図作成業務対象部分

（建築分）

・上記ア（設計・施工一括発注方式対象部分を除く）

（設備分）

・上記エ

工期　平成26年３月31日まで

ただし、格納庫及び自転車置場新設については、平成25年12月20日まで

4　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成23年７月28日から同年11月14日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州防衛局総務部契約課　電話092―483―8829

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5　申請書の提出

⑴　提出期間　平成23年７月28日から同年９月27日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成23年９月27日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。)随時。

⑵　提出場所　上記４⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。)によるものとする。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記６⑵アの要件を満足する工事の施工実績を記載したもの）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成23年９月27日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、特定建設工事共同企業体の代表者については1,200点以上であること（代表者以外の構成員も同様とする。)。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達)」(平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ))に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。